

藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会自主防災部 規程

(趣 旨)

第1条 この規定は「藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会会則」(以下「会則」という) 第4条6項の規定に基づき、自主防災組織に関する必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この部の名称は藤沢市辻堂東海岸一丁目町内会自主防災部(以下「自主防災部」という)と称する。

(目 的)

第3条 自主防災部は、近隣住民相互の助け合いの精神に基づく、自主的な防災活動を行うことより、地震その他(以下「地震等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 自主防災部は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 防災計画の作成に関すること
- (2) 防災に関する知識の普及に関すること
- (3) 地震等に対する災害予防に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること
- (6) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導など応急対策に関すること
- (7) 災害時の避難行動要支援者に関すること
- (8) その他、防災部の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 自主防災部は、町内会会員をもって構成する。

(役 員)

第6条 自主防災部に次の役員を置き、町内会会長が総括し、各役員には町内会役員が実務にあたる。

- (1) 防災部長 ⇒ 町内会防災部長
- (2) 防災副部長 ⇒ 町内会防災副部長
- (3) 総務 ⇒ 町内会総務
- (4) 会計 ⇒ 町内会会計

(5) 監査 ⇒ 町内会監事

2. 役員等の任期については、会則第 10 条によるものとする。

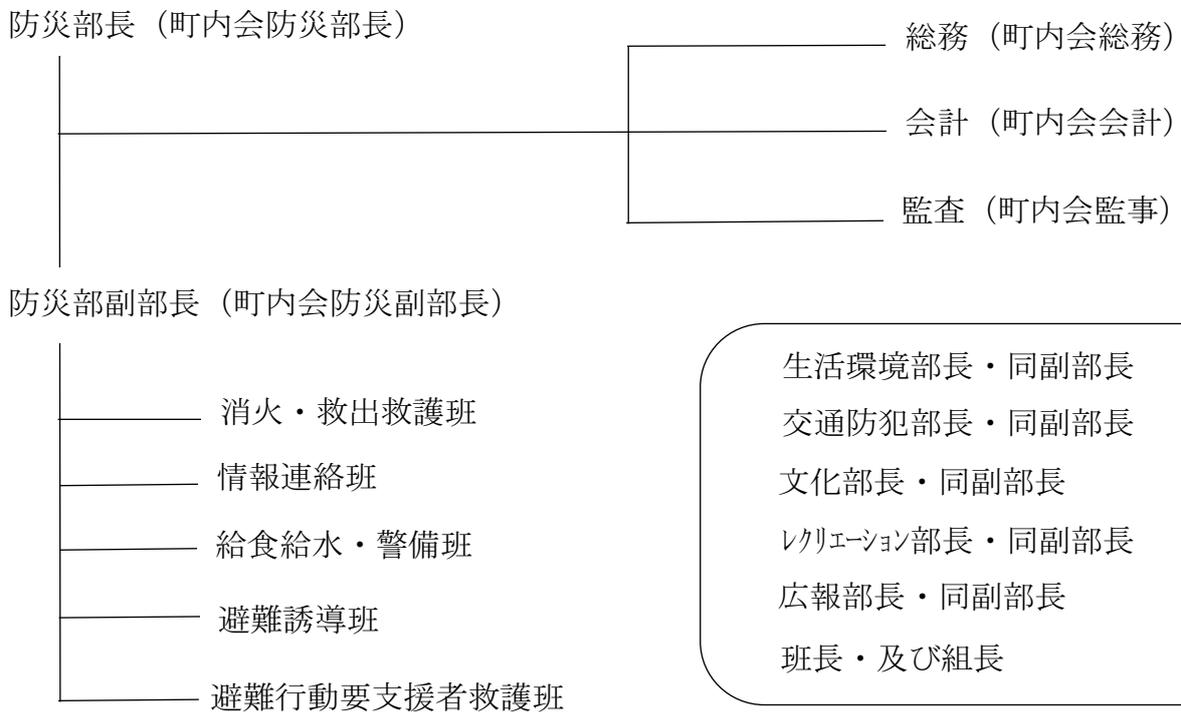
(役員 の 職務)

第 7 条 部長は自主防災部を代表し、部を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 総務は、自主防災部の一般事務を処理する。
4. 会計は、自主防災部の経理事務を処理する。
5. 監査は、自主防災部会計並びに部務を監査する。

(部組織)

第 8 条 防災活動をより効果的に行うために、次のとおり自主防災組織を編成し、町内会役員並びに班長、組長が当たる。



(会 議)

第 9 条 自主防災部の会議は、総会及び部会議とし、それぞれ町内会総会及び定例会をこれに代えることができる。

2. 会議に関する事項については、会則第 12 条から第 14 条の規定を準用するが、会則第 12 条第 1 項 (3)、第 13 条第 2 項の開催時期、同条第 4 項 (1) 及び第 14 条第 1 項の規定についてはこのかぎりではない。

(規程 の 改 廃)

第 10 条 この規程の改廃については、部会議で協議のうえ決定し、これを町内会総会において承認を得る。

（ 経 費 ）

第 11 条 自主防災部の運営に要する経費は、町内会予算に計上し支出する。

（ 会計年度 ）

第 12 条 自主防災部の会計年度は町内会の年度と同様とする。

（ 会計監査 ）

第 13 条 自主防災部の会計監査は、毎年 1 回総会までに行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行う事ができる。

（ 付則 ）

平成 24 年 4 月 18 日制定

平成 30 年 4 月 14 日改訂